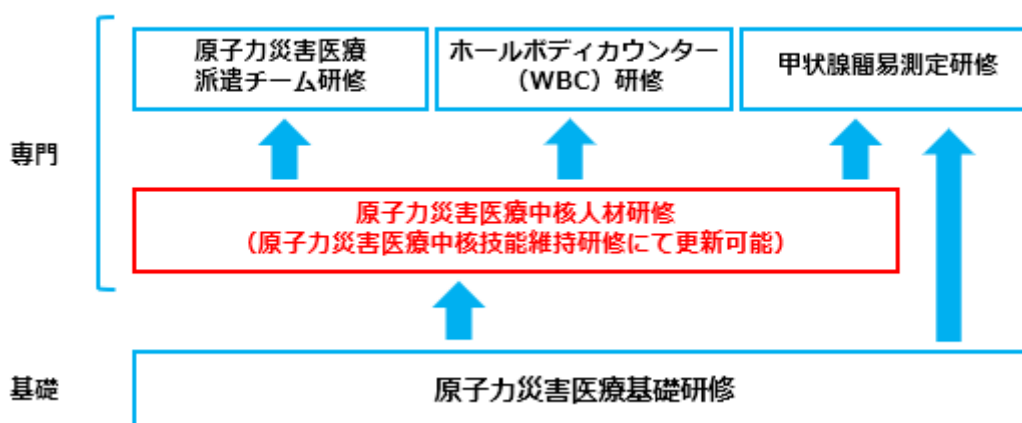


令和 6 年度 「原子力災害医療中核人材技能維持研修（長崎大学）」 募集要項

本研修は、原子力規制庁の令和 6 年度原子力災害対策事業補助金（原子力災害等医療実効性確保事業）の一環として長崎大学が開催するものであり、原子力災害医療中核人材研修(下記「中核人材研修」という。)で習得した知識や技能を適切に維持する為に受講の負担を軽減しつつ、**修了者の資格更新・技能維持**が容易になるよう令和 6 年度より新設された研修です。

被ばく医療は非常に稀な事象であり、日々の業務で実践する機会が少ないことから、知識や技能を再確認、再取得することが望ましいと考えられています。そのため、原子力災害医療研修では、修了日の 3 年後の年度末を認定期限としており、中核人材研修の認定期間更新には、期限内に本研修の受講もしくは中核人材研修の再受講が必要となります。

当該研修は、基幹高度被ばく医療支援センター及び高度被ばく医療支援センターの 6 機関にて開催します。



1 目的

被ばく・汚染のある傷病者を医療機関で対応する為に必要な高度・専門的な知識と技能を再確認、再習得し、中心的役割を担える人材の養成

2 対象者

原子力災害拠点病院もしくはその候補となる病院及び原子力災害医療協力機関^{※1}の医師、看護師、診療放射線技師等のうち、有効期限内の下記研修修了者。

- ・原子力災害医療中核人材研修^{※2}
- ・原子力災害医療中核人材技能維持研修

※1：「原子力災害医療協力機関に求められる機能（7 項目）」のうち、原則として下記に該当する機関に限る

- A 項目：被ばく傷病者等の初期診療及び救急診療を行えること
C 項目：「原子力災害医療派遣チーム」を保有し、その派遣体制があること
(ご所属機関が A・C 項目に該当するか不明な場合は本学までお問合せください)

※2：令和2年度以前の中核人材研修修了者で原子力災害医療基礎研修修了により有効期限が延長になった場合は受講可能となります。

3 募集人員及び研修期間

募集人員 20 名

研修期間 令和7年1月31日(金)～2月1日(土) 2日間

4 実施場所

〒852-8501 長崎県長崎市坂本1丁目7番1号

国立大学法人 長崎大学 坂本キャンパス 被ばく医療総合研修センター

5 研修科目

別記 時間表(案)のとおり

到達目標

- ・現場での除染処置がなく、汚染の程度が不明な患者でも受入れることができる
- ・原子力災害拠点病院における医療チームの中心的メンバーとなることができる
- ・被ばく・汚染した患者に関し、自身の病院で何が対応可能か、何を院外に依頼するかを判断できる

カリキュラムの特徴

- ・複合災害、大規模災害等による原子力発電所の事故も含め、原子力災害に伴う放射線事故を想定
- ・想定問題を医療及び線量評価の面からグループ討議する机上演習
- ・実際の被ばく医療施設を使用しての患者受入れ・除染処置等を含めた実習

6 研修修了について

研修修了時に実施するポストテスト(達成度確認テスト20問)の正答率が80%以上である事を修了要件とします。

7 受講料

無料

※本研修は原子力災害時の医療体制整備に資するため、原子力規制庁からの補助金事業の一環として実施されます。

8 交通費・宿泊費について

本学の旅費規定に従い、交通費及び宿泊費を支給致します。支給詳細については受講決定後お知らせいたします。

9 申込要領

申込期間：11月1日（金）～ 11月27日（水）

申込方法：下記、ポータルサイトより申し込みください。（「入力操作の手引き」参照）

ポータルサイト <https://retms.nirs.qst.go.jp/>



10 受講決定通知

- 11月29日までに本人宛に結果をご連絡します。応募者多数の場合には受講人数を調整させていただくことがあります（受講決定は、先着順ではありません）。上記を過ぎても連絡が無い場合は問い合わせ先までご連絡下さい。
- 受講決定者には経費支払いに関する諸事項・振込依頼書等をご連絡します。
- 受講決定後でも社会通念上相当とする理由がある場合は受講決定を取り消す場合があります。

11 問い合わせ先

〒852-8501 長崎県長崎市坂本1丁目7番1号

長崎大学原子力災害対策戦略本部（被ばく医療総合研修センター内）

電話番号 095-819-8536

メール ner_jimu@ml.nagasaki-u.ac.jp

HP <https://www.gensai.nagasaki-u.ac.jp/>

個人情報の取り扱いについて

申込に際してご記入いただきました氏名、住所、口座番号等の個人情報は、本学の個人情報保護規程に基づき厳重に取り扱い、原子力災害対策指針に基づく原子力災害時における医療体制等の整備に向け、本研修の受講記録として管理・保管すること及び、下記の利用目的以外では一切使用いたしません。

- 1.原子力規制庁、高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センターからの受講記録照会のため
- 2.原子力施設立地・隣接道府県からの受講記録照会のため
- 3.研修実施機関が受講生への連絡等研修業務を遂行するため
- 4.研修終了後のフォローアップのため
- 5.講師への情報提供のため
- 6.その他研修業務の遂行のため

ポータルサイトのサイトポリシーも参照（「入力操作の手続き」参照）